

磐田市子ども医療費助成制度 (医療費が高額になる場合)

医療費が高額になる場合 同月内の医療費が高額療養費制度に該当した場合

◇健康保険限度額適用認定証を使用する場合◇

- ① 保険者に依頼し、健康保険限度額適用認定証を交付してもらう。
※詳細は加入保険者へお問い合わせください。
- ② 医療機関窓口で健康保険限度額適用認定証を使用し、限度額までの自己負担分を支払う。
※子ども医療受給者証は使用しない。
- ③ 受診日の翌月以降に、市へ自己負担額の医療費の払い戻し(償還払い)を申請する(裏面記載)。
※受診日から1年以内に申請してください。
- ④ 申請日の翌月末に自己負担分が市から自身の口座へ振込される。

◇健康保険限度額適用認定証を使用せず、保険診療自己負担額を支払っている場合◇

- ① 加入している保険者へ高額療養費の申請を行う。※詳細は加入保険者へお問い合わせください。
- ② 保険者から高額療養費支給決定通知が届く。
- ③ 市へ医療費の払い戻し(償還払い)を申請する(裏面記載)。

◇子ども医療受給者証を使用する場合◇ 市が被保険者に代わり高額療養費の申請を行います。

- ① 医療機関窓口で子ども医療受給者証を使用する(健康保険限度額適用認定証は使用しない)。
- ② 市から郵送される委任状等を記入し、返送する。
※受診日から委任状の郵送まで半年程度かかることがあります。
- ③ 市から保険者へ委任状と必要書類を提出し、保険者からの提出書類を市が受領する。
- ④ 保険者が高額療養費を市に振り込む
※保険者が被保険者に直接高額療養費を振り込んだ場合、被保険者は市が郵送する納付書を使用して市へ返金する。

医療費の払い戻し（償還払い）

※申請月の翌月末に指定口座に振り込みます。

持ち物：①医療費の領収書(レシート不可) ②保護者(受給者)名義の預金通帳 ③子ども医療費受給者証
④子どもの健康保険証 ⑤申請者様の本人確認ができるもの(運転免許証等)
⑥在留カード(外国籍の方のみ)

※申請者がお子さんと同一家帯の方以外の場合は委任状が必要です。

委任状は市ホームページの子ども医療費助成のページにPDFが掲載されています。

委任状を印刷し、同一家帯の方がご記入のうえお持ちください。

※ 以下の場合は、上記以外に持ち物があります

(1) 健康保険証を持たずに受診した場合（窓口で10割を支払った場合）

→保険者（加入している健康保険）から7割分又は8割分の返金を受けた後に、
保険者からの返金額が分かるもの（支給決定通知等）を上記持ち物（①～⑥）に加えてお持ちください。

(2) 保険適用となる補装具の払い戻し申請

→上記持ち物（①～⑥）に加え、医師の指示書、保険者からの給付金額が分かるもの（支給決定通知書等）
が必要です。（保険者に指示書、領収書の原本を提出する場合は、コピーをとっておいてください。）

(3) 公費負担医療（育成医療・小児慢性特定疾患・自立支援医療(精神通院医療)、肝炎治療特別 促進事業）の受給資格がある場合

→育成医療等の公費負担医療受給者である証明を病院等へ提示し、一部負担金等を支払ってください。
（子ども医療費受給者証は提示しないでください。）

支払(診療)月の翌月以降に、上記持ち物（①～⑤）に加え、公費負担医療を証する書類（公費負担医療
の受給者証、管理票等）をお持ちください。

◆適正な受診のお願い◆

磐田市では、18歳の年度末までの子どもが病気やけがをしたときに、安心して病院などで受診していただけるよう医療費の助成制度を実施しています。限られた財源を有効に活用し、この制度をこれからも維持していけるように、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☑かかりつけ医をもちましょう！

☑ジェネリック医薬品を活用しましょう！

☑休日・夜間に子どもの急な病気で心配なときは、まずは電話相談をしてみましょう！

静岡子ども救急電話相談 #8000 または 054-247-9910

対象者 概ね15歳までの子どもの保護者

相談時間 平日18時～翌朝8時 / 土曜13時～翌朝8時 / 日祝(年末年始含む)8時～翌朝8時



<問い合わせ先>

・磐田市役所 子ども未来課 Tel 0538-37-4896 Fax 0538-37-4631

<申請窓口>

・磐田市役所 子ども未来課（磐田市総合健康福祉会館プラザ3階）

・福田支所・竜洋支所・豊田支所・豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ